

資料編

1. 第9期高齢者福祉計画の目標一覧

(1) 第2部 基本目標1

自立した生活を継続するための取組の推進 目標一覧

<介護予防の普及啓発の目標 その1>

○ 現在、健康づくりや介護予防のために、運動や趣味の習い事をしている人の割合				
令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
61.5%	62.5%	63.5%	64.5%	65.5%

※P49の再掲。

<介護予防の普及啓発の目標 その2>

○ 介護予防教室等の参加者数				
令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1,766人	1,900人	2,000人	2,100人	2,200人

※P49の再掲。

<住民主体の地域の通いの場(1)～(3)の目標 その1>

○ 住民主体の地域の通いの場の数				
令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
120か所	123か所	126か所	129か所	132か所

※P52の再掲。

<住民主体の地域の通いの場(1)～(3)の目標 その2>

○ 介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上の参加者数				
令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
5,210人	5,470人	5,770人	6,070人	6,370人

※P52の再掲。

<健康に関する相談窓口等の周知、体制の推進の目標>

○ 随時対応による相談件数(65歳以上)				
令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
556件	560件	560件	565件	570件

※P56の再掲。

<食を通じた健康づくりについての取組の目標>

○ 介護予防栄養教室の参加者数				
令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
179人	190人	200人	205人	210人

※P57の再掲。

<特定健康診査の受診率向上に関する目標>

○ 特定健康診査の受診率				
令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
38.4%	39%	60%	60%	60%

※P58の再掲。

<後期高齢者健康診査の受診者数向上に関する目標>

○ 後期高齢者健康診査の受診者数				
令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
15,978人	16,200人	16,900人	17,600人	18,400人

※P59の再掲。

<健康への関心が低い人へもアプローチする仕組みづくりの推進の目標>

○ 健幸マイレージ事業参加者の1日平均歩数				
令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
7,201歩	7,265歩	8,000歩	8,000歩	8,000歩

※P59の再掲。

<長生クラブの活動支援の目標>

○ 長生クラブ数の維持				
令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
60団体	53団体	53団体	53団体	53団体

※P67の再掲。

(2) 第3部 基本目標2

住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けるための取組の推進 目標一覧

<救急医療情報キットの配布の目標>

○ 救急医療情報キットの累計配布本数				
令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
17,352本	18,050本	18,750本	19,450本	20,150本

※P81の再掲。

<認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進の目標>

○ 認知症初期集中支援チームの訪問支援実人数				
令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
53人	58人	40人	40人	40人

※P86の再掲。

<認知症サポーターの養成と活動の支援の目標>

○ 認知症サポーター養成講座受講者数(延べ人数)				
令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
26,154人	27,500人	29,500人	31,500人	33,500人

※P89の再掲。

<在宅医療・介護連携の推進の目標 その1>

○ 在宅療養に関する情報を周知する件数				
令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
15,204件	5,800件	6,000件	6,000件	6,000件

※P94の再掲。

<在宅医療・介護連携の推進の目標 その2>

○ 絆ネットとところ活用人数 ※1か月平均実利用人数				
令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
273人	300人	310人	320人	330人

※P95の再掲。

(3) 第4部 基本目標3**地域の課題を解決するための体制づくり 目標一覧****<生活支援コーディネーター・協議体の目標 その1>**

○ 第1層と第2層の情報共有のための会議開催回数				
令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
6回	6回	6回	6回	6回

※P120の再掲。

<生活支援コーディネーター・協議体の目標 その2>

○ 生活支援コーディネーターや協議体の活動を通じて把握する地域における社会資源の数				
令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
840件	854件	868件	882件	896件

※P120の再掲。

<担い手の養成・発掘と活動の場の確保の目標>

○ シニア・アカデミーの講座を通し今後につながる地域活動を「見つけることができた」 又は「見つける方法がわかった」と回答した受講生の割合				
令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
70%	90%	90%	90%	90%

※P123の再掲。

(4) 第5部 基本目標4**介護保険制度の安定的な運営 目標一覧****<介護給付の適正化 第9期計画における目標>**

① 要介護認定の適正化	点検実施率		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100%	100%	100%
② ケアプラン等の点検	点検件数		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	15件	15件	15件
③ 医療情報との突合・縦覧点検	点検実施率		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100%	100%	100%

※P150、P151の再掲。

2. 所沢市高齢者福祉計画推進会議

(1) 所沢市高齢者福祉計画推進会議条例

平成 26 年 3 月 31 日条例第 10 号

改正

平成 30 年 7 月 5 日条例第 31 号

所沢市高齢者福祉計画推進会議条例

(設置)

第 1 条 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 第 1 項の規定による所沢市高齢者福祉計画（以下「高齢者福祉計画」という。）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 117 条第 1 項の規定による所沢市介護保険事業計画（以下「介護保険事業計画」という。）の推進等を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、所沢市高齢者福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の一体的な推進に関して市長が必要と認めること。
- (3) 法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターの運営に関すること。
- (4) 法第 8 条第 14 項に規定する地域密着型サービス、法第 8 条の 2 第 12 項に規定する地域密着型介護予防サービス及び法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防支援の事業の運営に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 高齢者福祉に関する活動を行う団体の代表者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進会議に委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、推進会議の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成27年6月30日までとする。

附 則 (平成30年7月5日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 所沢市高齢者福祉計画推進会議委員名簿

委員氏名	所属	備考
大島 千帆	早稲田大学人間科学学術院	現委員
今城 俊浩◎	所沢市医師会	現委員
林 隆次	所沢市歯科医師会	現委員 令和5年7月28日～
高橋 祐二	所沢市社会福祉協議会	現委員 令和4年4月18日～
岡田 京子	所沢市民間高齢者福祉連絡協議会	現委員 令和5年5月1日～
中澤 博子	所沢市民間高齢者福祉連絡協議会	現委員
米川 智裕○	所沢市介護保険サービス事業者連絡協議会	現委員
吉田 早苗	所沢市介護保険サービス事業者連絡協議会	現委員 令和5年7月12日～
山田 裕	所沢市民生委員・児童委員連合会	現委員 令和4年12月1日～
吉本 理	所沢商店街連合会	現委員
渡邊 光信	所沢市長生クラブ連合会	現委員
神藤 年三	所沢市自治連合会	現委員 令和3年7月1日～
柴井 せん	所沢市ボランティア連絡協議会	現委員
根本 明子	介護経験者	現委員
山下 秋美	所沢市食生活改善推進員協議会	現委員 令和4年6月15日～
佐藤 清臣	公募委員	現委員 令和3年7月1日～
浅倉 弓美	公募委員	現委員 令和3年7月1日～
瓦谷 健一	公募委員	現委員 令和3年7月1日～
小貫 眞紀	公募委員	現委員 令和3年7月1日～
栗屋 克哉	連合埼玉西部第四地域協議会	現委員 令和5年12月16日～
下山 賢一郎	所沢市歯科医師会	～令和5年7月27日
倉部 陽司	所沢市社会福祉協議会	～令和4年4月17日
高野澤 一夫	所沢市民間高齢者福祉連絡協議会	～令和3年6月30日
島田 典朗	所沢市民間高齢者福祉連絡協議会	令和3年7月1日 ～令和5年4月30日
千須和 潤子	所沢市介護保険サービス事業者連絡協議会	～令和5年7月11日
山足 巖	所沢市民生委員・児童委員連合会	～令和4年11月30日
横溝 哲夫	所沢市自治連合会	～令和3年6月30日
篠崎 みどり	所沢市食生活改善推進員協議会	～令和4年3月31日
雨宮 夏雄	公募委員	～令和3年6月30日
原 きよ子	公募委員	～令和3年6月30日
吉田 泰明	公募委員	～令和3年6月30日
加藤 啓子	公募委員	～令和3年6月30日
高野 弘太郎	連合埼玉西部第四地域協議会	～令和5年3月31日
矢島 伸哉	連合埼玉西部第四地域協議会	令和5年4月1日 ～令和5年12月15日

※「◎」は委員長、「○」は副委員長。

※令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に委員であった者を記載。

3. 所沢市高齢者福祉計画推進委員会

(1) 所沢市高齢者福祉計画推進委員会設置要綱

平成6年10月1日要綱
改正

平成14年4月1日

平成18年3月31日

平成20年3月5日

平成21年3月18日

平成23年7月8日

平成24年3月30日

平成25年3月12日

平成26年4月30日

平成27年3月31日

平成29年4月1日要綱

所沢市高齢者福祉計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 所沢市高齢者福祉計画（以下「計画」という。）の推進及び介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）の策定並びに介護保険制度にかかる調整及び総合的な検討を行うため、所沢市高齢者福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画策定にかかる総合的な調整
- (2) 計画にかかる総合的な調整
- (3) 介護保険制度にかかる協議
- (4) 高齢者福祉施策実施に関する全庁的な調整
- (5) 地域包括支援センターに関すること。
- (6) 地域密着型サービスに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置くものとし、委員長は福祉部長を、副委員長は福祉部次長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(推進プロジェクト)

第6条 委員会に、専門的事項を調査・研究させるため推進プロジェクトを置くことができる。

- 2 推進プロジェクトの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 委員会及び推進プロジェクトの庶務は、福祉部高齢者支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成10年6月1日)

この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

附 則 (平成14年4月1日)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月5日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月18日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成 23 年 7 月 8 日）

この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 12 日）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 30 日）

この要綱は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日要綱）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（2）所沢市高齢者福祉計画推進委員会委員名簿

委員氏名	職名
前田 広子◎	福祉部長
内野 孝雄○	福祉部次長
小池 純一	経営企画部経営企画課長
並木 茂幸	財務部財政課長
佐藤 尊之	市民部地域づくり推進担当参事兼地域づくり推進課長事務取扱
一色 義直	福祉部障害福祉課長
溝井 光正	福祉部高齢者支援課長
中澤 宏和	福祉部介護保険課長
菅原 聖二	福祉部地域福祉センター担当参事兼地域福祉センター長事務取扱
河西 秀樹	健康推進部保健医療課長
石川 純也	健康推進部国民健康保険課長
岩雲 美香	健康推進部保健センター健康づくり支援課長

※「◎」は委員長、「○」は副委員長。

(3) 推進プロジェクト

名称	介護保険プロジェクト
概要	介護保険制度の安定的な運営に必要な調査・研究を行うプロジェクト
開催回数	3回
構成所属	財政課、高齢者支援課、介護保険課
主な審議内容	(1) 所沢市紙おむつ購入費支給事業について (2) 所沢市介護保険利用者負担助成金制度について (3) 介護サービス相談員派遣事業について (4) 認定審査の効率化に向けた取組について (5) 第9期計画における高齢者福祉施設等の整備方針について (6) 第9期計画のサービス見込量及び介護保険料について

名称	地域包括支援センタープロジェクト
概要	地域包括支援センターの体制整備及び業務負担軽減について調査・研究を行うプロジェクト
開催回数	3回
構成所属	高齢者支援課、介護保険課、地域包括支援センター
主な審議内容	(1) ICT活用の可能性の検討について (2) 居宅介護支援事業所への介護予防支援の指定対象の拡大について (3) 総合相談支援業務の部分委託について (4) 柔軟な職員配置について

名称	認知症施策推進プロジェクト
概要	認知症サポーターの普及と活躍の場の充実、チームオレンジの整備について調査・研究を行うプロジェクト
開催回数	3回
構成所属	高齢者支援課、健康管理課こころの健康支援室、地域包括支援センター、社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会、公益社団法人 認知症の人と家族の会 埼玉県支部、医療生協さいたま生活協同組合
主な審議内容	(1) 認知症サポーターを増やすための取組について (2) キャラバン・メイトの充実のための取組について (3) チームオレンジの整備について

4. 計画策定の経過

	年月日	内容
令和4年	5月19日	令和4年度第1回高齢者福祉計画推進会議 ・高齢者福祉・介護実態調査について
	6月中旬～ 9月中旬	令和4年度在宅介護実態調査
	8月18日	令和4年度第2回高齢者福祉計画推進会議 ・高齢者福祉・介護実態調査について
	12月16日～ 1月25日	令和4年度高齢者福祉・介護実態調査
令和5年	2月9日	令和4年度第4回高齢者福祉計画推進会議 ・第9期所沢市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について
	4月21日	令和5年度第1回高齢者福祉計画推進委員会 ・高齢者福祉計画推進委員会の位置付け ・高齢者福祉計画・介護保険事業計画の概要等 ・推進プロジェクト（案）
	5月18日	令和5年度第1回高齢者福祉計画推進会議 ・諮問 ・第9期所沢市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について 〈スケジュール〉 〈高齢者福祉・介護実態調査〉 〈国の基本指針（案）〉
	8月17日	令和5年度第2回高齢者福祉計画推進会議 ・第9期所沢市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について 〈推進プロジェクト概要〉 〈計画骨子案〉
	10月10日	令和5年度第2回高齢者福祉計画推進委員会 ・推進プロジェクトの結果報告について ・計画素案について
	10月12日	令和5年度第3回高齢者福祉計画推進会議 ・第9期所沢市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について 〈推進プロジェクトの結果報告〉 〈計画素案〉

年月日		内容
令和5年	11月16日	令和5年度第4回高齢者福祉計画推進会議 ・第9期所沢市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について 〈計画素案〉
	12月11日～ 1月9日	パブリックコメント手続
令和6年	1月25日	令和5年度第5回高齢者福祉計画推進会議 ・第9期所沢市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について 〈パブリックコメント手続の結果等〉 〈計画案〉 〈介護保険料〉
	2月5日	令和5年度第3回高齢者福祉計画推進委員会 ・パブリックコメント手続の結果等について ・計画案について
	2月15日	令和5年度第6回高齢者福祉計画推進会議 ・第9期所沢市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について ・答申

5. 介護サービスの種類及び概要

(1) 介護給付サービス

【居宅サービス】

訪問介護

要介護者の居宅を介護福祉士等のホームヘルパーが訪問し、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援を行うサービス。

訪問入浴介護

要介護者の居宅を介護職員、看護師等が移動入浴車で訪問し、入浴の介護を行うサービス。

訪問看護

看護師や保健師等が要介護者の居宅を訪問し、療養上の支援又は必要な診療の補助を行うサービス。

訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が要介護者の居宅を訪問し、心身機能の維持回復や自立支援に向けたリハビリテーションを行うサービス。

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が要介護者の居宅を訪問し、心身の状況や環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うサービス。

通所介護

在宅の要介護者に対して、老人デイサービスセンター等において、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援及び機能訓練を日帰りで行うサービス。

通所リハビリテーション

在宅の要介護者に対して、介護老人保健施設や病院、診療所等において、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを日帰りで行うサービス。

短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等へ在宅の要介護者を短期入所させ、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービス。

短期入所療養介護

介護老人保健施設等へ在宅の要介護者を短期入所させ、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うサービス。

特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等の特定施設に入居している要介護者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の支援を行うサービス。

福祉用具貸与

在宅の要介護者に対して、車いすや特殊寝台等の福祉用具を貸与するサービス。

特定福祉用具販売

在宅の要介護者に対して、福祉用具のうち、主に入浴や排せつの際に用いられるものなど、年度 10 万円を限度にその費用の 9～7 割を支給するサービス。

住宅改修

在宅の要介護者に対して、手すりの取付け等の住宅の改修について、20 万円を限度にその費用の 9～7 割を支給するサービス。

居宅介護支援

在宅の要介護者に対してのケアマネジメント。居宅サービスを適切に利用できるよう、心身の状況や置かれている環境、本人や家族の希望等を勘案し、介護支援専門員が居宅サービス計画を作成するとともに、サービスの提供が確実に行われるよう、サービス事業者等との連絡調整等を行うサービス。

【地域密着型サービス】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

在宅の要介護者に対して、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期的な巡回訪問や随時の対応を行うサービス。

夜間対応型訪問介護

在宅の要介護者に対して、夜間に、定期的な巡回訪問や随時の対応による訪問介護を行うサービス。

地域密着型通所介護

在宅の要介護者に対して、定員 18 人以下の老人デイサービスセンター等において、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援及び機能訓練を日帰りで行うサービス。

認知症対応型通所介護

認知症である在宅の要介護者に対して、老人デイサービスセンター等において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を日帰りで行うサービス。

小規模多機能型居宅介護

在宅の要介護者に対して、心身の状況や置かれている環境に応じてサービス拠点への通所や短期宿泊、居宅への訪問を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービス。

認知症対応型共同生活介護

認知症である要介護者に対して、共同生活住居（ユニット）で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービス。

地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型の有料老人ホーム等（入居定員 29 人以下）の特定施設に入居している要介護者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の支援を行うサービス。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型の特別養護老人ホーム（入所定員 29 人以下）に入所した要介護者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行うサービス。

看護小規模多機能型居宅介護

在宅の要介護者に対して、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を提供できるサービス。心身の状況や置かれている環境に応じてサービス拠点への通所や短期宿泊、居宅への訪問を組み合わせ、介護や医療・看護のサービスを行う。

【介護保険施設サービス】

介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム（入所定員 30 人以上）に入所する要介護者（原則要介護 3 以上である者）に対して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行うサービス。

介護老人保健施設

介護老人保健施設に入所する要介護者に対して、在宅復帰に向け、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うサービス。

介護医療院

慢性期の医療的ケアと介護を必要とする要介護者に対して、日常的な医学管理や看取り・ターミナルケアなどの医療サービスと、介護や機能訓練、日常生活上の支援などを行うサービス。

介護療養型医療施設

長期にわたる療養を必要とする要介護者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の支援及び機能訓練その他の必要な医療を行うサービス。令和6年3月末で廃止。

(2) 予防給付サービス

【介護予防サービス】

介護予防訪問入浴介護

要支援者の居宅を介護職員、看護師等が移動入浴車で訪問し、介護予防を目的として、入浴の介護を行うサービス。

介護予防訪問看護

看護師や保健師等が要支援者の居宅を訪問し、介護予防を目的として、療養上の支援又は必要な診療の補助を行うサービス。

介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が要支援者の居宅を訪問し、介護予防を目的として、心身機能の維持回復や自立支援に向けたリハビリテーションを行うサービス。

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が要支援者の居宅を訪問し、介護予防を目的として、心身の状況や環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うサービス。

介護予防通所リハビリテーション

在宅の要支援者に対して、介護老人保健施設や病院、診療所等において、介護予防を目的として、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを日帰りで行うサービス。

介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等へ在宅の要支援者を短期間入所させ、介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービス。

介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設等へ在宅の要支援者を短期間入所させ、介護予防を目的として、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うサービス。

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等の特定施設に入居している要支援者に対して、介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の支援を行うサービス。

介護予防福祉用具貸与

在宅の要支援者に対して、介護予防を目的として、手すり等の福祉用具を貸与するサービス。

特定介護予防福祉用具販売

在宅の要支援者に対して、介護予防を目的として、福祉用具のうち、主に入浴や排せつの際に用いられるものなど、年度10万円を限度にその費用の9～7割を支給するサービス。

介護予防住宅改修

在宅の要支援者に対して、介護予防を目的として、手すりの取付け等の住宅の改修について、20万円を限度にその費用の9～7割を支給するサービス。

介護予防支援

在宅の要支援者が要介護状態となることを予防するための介護予防ケアマネジメント。介護予防サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況や置かれている環境、本人や家族の希望等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、サービスの提供が確実に行われるよう、サービス事業者等との連絡調整等を行うサービス。

【地域密着型介護予防サービス】

介護予防認知症対応型通所介護

認知症である在宅の要支援者に対して、老人デイサービスセンター等において、介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を日帰りで行うサービス。

介護予防小規模多機能型居宅介護

在宅の要支援者に対して、心身の状況や置かれている環境に応じてサービス拠点への通所や短期宿泊、居宅への訪問を組み合わせ、介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービス。

介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症である要支援者（要支援2である者に限る。）に対して、共同生活住居（ユニット）で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービス。

(3) 特別給付サービス

紙おむつの給付

要介護2～5の認定を受け、在宅で介護を受けている人に対して、毎月5,600円を限度にその費用の9～7割を支給するサービス。(要支援者及び要介護1の方は医師の指示など一定の条件を満たした場合に限る。施設サービス利用者、入院中の方は対象外。)

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

訪問型サービス（予防訪問相当）

在宅の要支援者又はサービス事業対象者（65歳以上の人で基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられた人）の居宅を介護福祉士等が訪問し、介護予防を目的として、入浴や排せつ、食事等の日常生活上の支援を行うサービス。平成29年度の介護保険制度の改正により、従来の介護予防訪問介護（介護予防サービス）が総合事業へ移行したものの。

通所型サービス（予防通所相当）

在宅の要支援者又はサービス事業対象者に対して、老人デイサービスセンター等において、介護予防を目的として、入浴や排せつ、食事等の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービス。平成29年度の介護保険制度の改正により、従来の介護予防通所介護（介護予防サービス）が総合事業へ移行したものの。

6. 用語の解説

【あ行】

アセスメント

利用者が何を求めているのかを正しく知るために行われる評価・査定のこと。日常生活を維持していく上で解決すべき課題を明らかにする。

【か行】

介護給付

要介護者（要介護1～5の認定を受けた方）に対して行われる介護保険給付のこと。

介護認定審査会

認定調査員による調査結果、調査票の特記事項、主治医による意見書をもとに、申請者の保険給付の必要性及び要介護状態区分の審査を行う会議。

介護福祉士

介護分野の専門職（国家資格）。専門的知識及び技術をもって、介護を必要とする方に対して心身の状況に応じた介護等を行う者。

共同生活住居（ユニット）

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）において、少人数で家庭的な雰囲気ですべて自立した生活を送れるように設定した生活の単位。1ユニットあたり9人以下と定められている。

ケアプラン

居宅（介護予防）サービス計画のこと。介護保険の認定を受けた方が介護保険サービスを利用するにあたり、本人の状態に合ったサービスを位置付けた計画。

ケアマネジメント

本人の状態や状況に応じた適切なサービスを利用することができるよう、アセスメントやケアプランの作成、モニタリングを行うこと。

ケアマネジャー

介護支援専門員のこと。要介護認定の申請の代行や、本人の希望や状態に基づいて適切なサービスを位置付けたケアプランを作成する資格を持つ者のこと。

言語聴覚士（ST）

リハビリテーション分野の専門職（国家資格）。音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う者。

高齢者虐待対応マニュアル

養護者による高齢者虐待を対象として、高齢者及び養護者が安心して日常生活が送れるよう、また高齢者虐待の早期発見・早期対応、養護者への支援が適切に行われるよう、厚生労働省や埼玉県のマニュアルを参考にして所沢市が作成したマニュアル。

国民健康保険団体連合会

国民健康保険の保険者（国保保険者）である市町村並びに国民健康保険組合が共同で事務を行うため、47の都道府県単位に設立された公法人。役割としては、市町村から委託を受け、居宅介護サービス費等の請求に関する審査及び支払を行っている。また、介護保険利用者等からの不満や苦情・相談に対応し、苦情申立書の提出により調査を行い、事業者等に対しサービスの改善に対する指導・助言を行っている。

【さ行】

作業療法士（OT）

リハビリテーション分野の専門職（国家資格）。医師の指示の下に、作業療法（身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行なわせること）を行う者。

自主グループ

地域の高齢者が主体となって運営し、健康体操、交流会、レクリエーション等、介護予防に資する取組を、地縁団体・事業者・行政等から独立して行うグループ。

社会資源

高齢者が生活していく上で利用する施設、制度、機関、組織、人材、サービス等の総称。公的、営利的、ボランティアなど様々な形態がある。本計画では、地域における社会資源を「地域資源」として記載している。

【た行】

地域支援事業

市町村が主体となり、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、実施する事業。

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を継続するための、地域の特性に応じたサービス。原則、各市町村の住民のみ利用できる。

調整交付金

提供サービス量に影響を与えやすい後期高齢者人口の割合や保険料基準額に影響を与える所得の分布状況の格差を調整するために、国が負担する交付金。

所沢市介護保険サービス事業者連絡協議会

介護保険サービス提供事業者が、事業者相互あるいは保険者との間で情報交換等を行うことにより、介護保険制度の適切かつ円滑な運営と介護サービスの質の向上を図ることを目的として設立された協議会。

【な行】

認知症サポーターキャラバン

認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを全国で養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指すもの。

認知症サポート医

かかりつけ医への研修・助言をはじめ、地域の認知症に係る地域医療体制の中核的な役割を担う医師。

認知症疾患医療センター

かかりつけ医や介護・福祉施設、地方自治体とも連携し、地域の中で認知症の方やその家族に、適切な専門医療を提供し、診察や相談に応じる専門機関。

認知症多職種協働研修

認知症の人が状態に応じて適切な医療・介護・福祉の支援を受けることができるよう、支援に携わる専門職や行政関係者を対象に、認知症ケアに関わる多様な職種や支援者の視点を相互に理解し、認知症の人が必要とする支援を役割分担的かつ統合的に提供できるようにすることを学ぶための研修。

認知症ライフサポート研修

認知症の方の支援のため、介護に携わる関係者で認識を共有し、連携を深めていくための研修。

認定調査員

要介護認定・要支援認定の申請があった際に、申請者の自宅等を訪問し、心身の状況について、動作の確認及び本人や家族から聞き取り調査などを行う者。

【ま行】**民生委員**

地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う厚生労働大臣に委嘱された役職であり、児童委員を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、子育ての不安などの相談支援を行う役職。

モニタリング

要介護者等に対して必要なケアマネジメントが提供されているかどうか、状況の変化に応じた利用者のニーズが新たに発生していないか、現状を観察して把握すること。

もの忘れ相談医

地域の専門医以外の「かかりつけ医」が認知症患者の診療を行い、認知症の専門医療機関につなげる取組として所沢市医師会が行っている。認知症の早期発見・早期治療を目的としている。

【や行】**予防給付**

要支援者（要支援1・2の認定を受けた方）に対して行われる介護保険給付のこと。

【ら行】**理学療法士（PT）**

リハビリテーション分野の専門職（国家資格）。医師の指示の下に、理学療法（身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えること）を行う者。

7. 会議体の解説

地域ケア代表者会議

地域ケア会議が有効かつ円滑に行われるよう、各地域ケア会議で把握された課題等についての情報共有及び総合調整に関して協議を行う会議。

平成 28 年度より、第 1 層協議体の機能を付加。

単位／開催回数	市全域／年 1 回以上
主な出席者	社会福祉協議会、民生委員、自治会・町内会、民間企業、シルバー人材センター、ボランティア団体、その他関係団体、第 1 層生活支援コーディネーター等

地域ケア会議

各地域包括支援センターがそれぞれの担当地区の中心となり、様々な立場の関係者の参加の下で地域における課題の把握や対応策の検討を行う会議。

平成 30 年度より、第 2 層協議体の機能を付加。

単位／開催回数	日常生活圏域／地域の実情に応じて開催
主な出席者	地域包括支援センター職員、コミュニティソーシャルワーカー、民生委員、自治会・町内会、高齢者みまもり相談員、ボランティア団体、介護保険サービス事業者、第 2 層生活支援コーディネーター等

地域ケア個別会議

下記の目的のために多職種が協働して個別ケースの事例検討を行う会議。

- ・ 個別課題解決に対する支援
- ・ 地域支援ネットワークの構築
- ・ 地域課題の発見
- ・ 自立支援に資するケアマネジメント支援（実践力向上）

単位／開催回数	6ブロックごと／各ブロック年 4 回
主な出席者	地域包括支援センター職員、ケアマネジャー、医療職、リハビリテーション専門職、ボランティア団体、生活支援コーディネーター等

地域ケア運営会議

地域包括支援センターが円滑に運営されるよう実施上の諸問題について協議を行い、各地区の地域ケア会議が効果的に開催されるよう連絡及び情報交換を行う会議。

単位／開催回数	市全域／月 1 回
主な出席者	地域包括支援センター職員

医療・介護連携会議

在宅での医療と介護の連携体制の構築が目的。専門職が地域での共通課題を話し合うことで、顔の見える関係づくりや、地域課題の検討に資する会議。各ブロックの地域包括支援センターが中心となって開催。

単位／開催回数	6ブロックごと／各ブロック年2回
主な出席者	地域包括支援センター職員、介護職、医療職

※6ブロックとは、「所沢、松井ブロック」、「柳瀬、富岡、並木ブロック」、「新所沢ブロック」、「三ヶ島ブロック」、「小手指ブロック」、「山口、吾妻ブロック」のこと。

第9期所沢市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

人と人との絆により支え合い、
自立した生活を送るために

令和6年3月
発行 所沢市

- 編集 -

〒359-8501 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

福祉部

高齢者支援課

TEL：04-2998-9120

介護保険課

TEL：04-2998-9420

健康推進部

保健医療課

TEL：04-2998-9385

国民健康保険課

TEL：04-2998-9131

保健センター

健康づくり支援課

TEL：04-2991-1813



所沢市